

注意点

① 廃棄物カードの取扱いについて

新たに購入する場合は、今回の停止を考慮して慎重にお願いします。

産業廃棄物のみの投入許可を受けている方は、払い戻しを行いますので、令和8年3月31日までに資源化センターまでお申し出ください。詳しくは下記問合せ先までお願いします。

② 民間廃棄物処理施設について

民間の廃棄物処理施設に処分を委託する際には、産業廃棄物処分業の許可業者に委託をしてください。

搬入を自ら行わない場合には、あわせて産業廃棄物収集運搬業の許可業者に運搬の委託をしてください。

委託先がご不明な場合には「東三河廃棄物処理事業協同組合」へお問合せください。市役所では特定の業者を斡旋することはできません。

③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

これまで市の処理施設に投入する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行は不要でしたが、民間の産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、マニフェストの発行が必要となります。

詳しくは産業廃棄物処理業者または廃棄物対策課までお問合せください。

また、便利な電子マニフェストについてはこちらをご参照ください。▶

廃棄物対策課
ホームページ



問合せ先

① 廃棄物カードに関すること 資源化センター (0532)46-5303

② 事業所から発生したごみを処理できる具体的な業者について
. 東三河廃棄物処理事業協同組合 (0532)37-9811

③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び投入許可に関すること
. 環境部廃棄物対策課 (0532)51-2410